

令和元年 第12回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

令和元年 第12回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 令和元年11月27日(水) 午後 1 時 27 分 閉 会 令和元年11月27日(水) 午後 2 時 14 分					
場 所	共和町役場 3階 委員会室					
出席及び 欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	菊 池 利 昌	出席	11	上 川 洋 一	出席
	2	高 野 孝 志	出席	12	北 井 清 春	出席
	3	森 孝 之	出席	13	石 田 吉 光	出席
	4	高 橋 正 志	出席	14	中 谷 秀 雄	出席
	5	澤 田 邦 子	出席	15	小 野 公 志	欠席
	6	渡 義 則	出席	16	岡 田 政 則	出席
	7	森 英 雄	出席	17	児 玉 和 幸	出席
	8	新 井 裕 之	出席	18	川 上 芳 浩	出席
	9	藤 田 秀 樹	出席	19	浦 口 義 之	出席
10	熊 原 正 雄	出席	20	今 村 俊 一	出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名		出欠 の別	氏 名		出欠 の別
	事務局長	石 井 広 之	出席	農地係	佐 藤 圭 介	出席
	農地係長	青 山 晃 司	出席			
議 事 録 署名委員	10 番 熊 原 正 雄 委員			18 番 川 上 芳 浩 委員		
日 程	議事日程					審議結果
第 1	議事録署名委員の指名について					議長指名済
第 2	報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について					報告承認
第 3	報告第2号 農地あっせんについて					全件報告承認
第 4	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について					全件確認済
第 5	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について					許可相当
第 6	議案第3号 現況証明願について					証明可
第 7	議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について					全件原案可決
第 8	議案第5号 荒廃農地に係る非農地判断について					全件原案可決
第 9	議案第6号 令和元年産水稻作況調査の結果について					原案可決

(午後 1 時 27 分 開会)

◎開会宣言

○議長

只今から令和元年第 1 2 回共和町農業委員会総会を開催致します。

15 番 小野委員より欠席報告がなされております。只今の出席委員は、20 名中 19 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立してございます。

なお、本日の提出議案並びに議事日程は、配布のとおりであります。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第 1 本日の議事録署名委員の指名を行います。

共和町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、10 番 熊原委員、18 番 川上委員を指名致します。

では、早速議案に入ります。

◎日程第 2 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

○議長

日程第 2 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、事務局より報告願います。

○農地係長

今月の報告は 1 件です。

(報告第 1 号を朗読)

農地所有適格法人の 5 つの要件であります。形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件を全て満たしていなければなりません。今回報告のあった 1 法人は、全ての要件を満たしていると考えます。

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告についての報告を終わります。

◎日程第 3 報告第 2 号 農地あっせんについて

○議長

日程第 3 報告第 2 号 農地あっせんについて、事務局より報告願います。

○農地係長

今回のあっせんは 4 件です。

(報告第 2 号を朗読)

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地あっせんについての報告を終わります。

◎日程第 4 議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の成立状況の確認について

○議長

次に、日程第 4 議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の成立状況の確認についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○農地係長

今回の通知は3件です。

(議案第1号、議案書を朗読)

補足ですが、今回の合意解約は3件すべて、後ほど議案第4号で審議をいただき、基盤強化法での売買案件によるものでございます。3件に係る通知の内容は、農地法第18条の規定に基づき、引渡期限前6カ月以内に合意解約されておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

合意解約の成立について異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、合意解約が成立していることを確認致しました。

◎日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長

次に、日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○農地係長

今回の申請は1件です。

(議案第2号、議案書を朗読)

申請地は、図のほぼ中央上に網掛けをしております、国道229号線と国道276号線、いわゆる岩内共和道路との交差点から北西へ約650m、国道229号線から町道浜中六号線を西へ約500m入ったところがございます。昨年8月から12月にかけて砂を採取した南側を引き続き掘削するものでありまして、申請地の北側半分が今回の掘削区域、残り半分の南側が表土置場となります。この砂採取事業の掘削区域面積は2,096㎡あり、そのほかの表土置場や保安区域、運搬路などを含めた所要面積は、合計6,126㎡となっております。なお、砂の採取量は7,984㎡の計画でございます。農地改良の方法ですが、砂採取後に除去していた表土を用いて、1.5m程度埋め戻しをして、整地することによって、畑として利用することとしております。この土地は、2筆とも農用地区域内農地で、原則転用を許可できない農地であります。砂利採取を目的とする一時転用などは、例外的に許可が可能となっております。なお、申請地は都市計画の区域外でございます。申請地周辺一帯は、浜中地域に属し、砂地であるため、砂を採取する場所は限られること、また、採取跡地を農地に復元する担保措置が講じられていることなどを勘案したとき、当該地の転用はやむを得ないものと考えます。また、この申請と併せて後志総合振興局が所管する砂利採取法の許可も同様の内容で申請中でありまして、許可となる見込みでございます。先週、20日の水曜日の現地打合せには、農業委員会から町砂採取

現地協議会委員として、森孝之委員が出席し、現地を確認しております。なお、北海道農業会議への意見聴取の回答は12月23日、月曜日を予定しておりますが、転用許可は砂利採取法の許可と併せて行う予定としてございます。最後に補足であります。この砂採取事業の運搬路は、町道浜中六号線としてございます。前回の許可後、沿道にお住まいの方から許可をした町に対し、ダンプの通行による粉じんや騒音についての苦情がありまして、施工業者に迂回路を含め、運搬路を再検討させた経過がございます。その際、最終的にはその方の理解が得られたため、引き続き、町道浜中六号線を通行しましたが、今回の許可においても前回のようなことがないよう、事前に理解を得ていることを施工業者に確認の上、本転用申請を受け付けたことを申し添えます。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、許可を与えることとし、北海道農業会議の意見を聴取することに決定致します。

◎日程第6 議案第3号 現況証明願について

○議長

次に、日程第6 議案第3号 現況証明願についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○農地係長

今回の願出は1件です。

(議案第3号、議案書を朗読)

申請地は、はまなす幼児センターから西へ約300m、国道229号線から町道浜中二号線を約200m入った町道沿いに位置しております。図が小さくてわかりづらいかもしれませんが、図の中央からやや上に、町道を挟む形で2カ所網掛けで表示をしております。平成17年に所有者が死亡した後、長年相続登記が行われておりませんでした。先月末に、登記が完了して現在の願出人が所有しております。申請地の2筆ともに、都市計画の区域外、農業振興地域区分は農用地区域外であり、多面的支払の農地にも該当しておりません。申請地の状況ですが、まず、町道の北側、梨野舞納●●●-■■であります。昭和58年に願出人の祖父が亡くなり、現在の願出人の父親が相続しております。翌年の昭和59年に、その父親が住宅を新築し、宅地として利用している状況でございます。また、南側の梨野舞納▲▲▲-●ですが、昭和50年代から、仮設の建物が数棟敷地内にあり、農地としてではなく、雑種地として利用をしておりました。現在は仮設建物は無く、草地の中に、ところどころ名残で砂利の道路がございます。現地調査は、高橋委員、菊池委員、北井委員の3名で、先週、19日の火曜日に実施致しました。調査の結果、非農地化から長期間が経過し、土地の状況から農地の

利用を確保する重要度は極めて低いと見込まれるため、願出は妥当と考えます。なお、地目変更後であります、町道の南側はA社の資材置き場として使用する予定と伺っております。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

願い出のとおり、証明を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、証明を与えることに決定致します。

◎日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○議長 次に、日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○農地係長 今回は売買が4件です。

(議案第4号、議案書を朗読)

計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると考えます。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

◎日程第8 議案第5号 荒廃農地に係る非農地判断について

○議長 次に、日程第8 議案第5号 荒廃農地に係る非農地判断についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○農地係長 非農地判断については、平成26年度から農地中間管理機構が借り受けない農地の非農地化の方法が整理され、また、農地法の運用通知でも農地パトロールの結果、再生利用困難な農地があった場合は、原則、年内に農業委員会総会において、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の判断を行わなくてはなりません。これに基づき、当農業委員会として、平成28年度から再生利用困難な農地について、非農地判断を実施してございます。

本年、非農地判断を行う農地は4件です。

(議案第5号、議案書を朗読)

はじめに、番号1、2の対象地であります、番号1はB氏、番号2

はC氏で、B氏のご子息であり、親子それぞれの所有でございます。B氏は昭和38年、C氏は平成5年にそれぞれお亡くなりになっておりました。現在まで相続登記がなされておらず、相続人の共有状態です。また、これらの土地すべて、昭和22年に自作農創設特別措置法による売渡を受け、親子それぞれが取得をしております。対象地は、ワイス温泉から南東へ約1.2km、国道5号線から町道第二盤ノ沢線を約500m入り、そこから南東方向へ約600mの範囲で連担しております。所有者毎に2種類の網掛けで表示をしております。ほぼ中央と右下にかけて細々とした一団の格子の網掛けがB氏、ほぼ中央の下にある逆三角形の斜線の網掛けがC氏です。登記地目は、田、畑が混在しております。番号1、2合わせて6筆ともに都市計画の区域外、農業振興地域区分は、一部農用地区域内農地があるものの、ほとんどが農用地区域外農地で、多面的支払の農地には従前から該当しておりません。現地の状況ですが、30年以上前から耕作されておらず、樹木が生え、山林、原野化している状況でございます。本年7月8日の月曜日に、新井委員、渡委員、今村会長の3名で農地パトロールを実施しており、再生利用困難との判定によって、農地中間管理機構への情報提供をすることなく、非農地判断を行うものでございます。次に番号3、4の対象地ですが、番号3はD氏、番号4はE氏で、D氏のご子息であり、親子それぞれの所有でございます。D氏は平成19年、E氏は昨年、それぞれお亡くなりになっておりました。現在まで相続登記がなされておらず、相続人の共有状態です。土地の取得原因であります。D氏の所有地のうち、南幌似▲▲―●をはじめ、6筆は昭和36年にF氏から売買により取得、残りの6筆は昭和49年にD氏の父であるG氏からの生前贈与により取得しております。また、E氏の2筆は昭和63年にH氏からの売買で取得をしております。対象地は、役場から南西へ約1km、国道276号線から町道第二篠内線を約150m入り、そこから南方向へ約500mの範囲で連担しております。所有者毎に2種類の網掛けで表示をしております。ほぼ中央にある町道第二篠内線沿いの左下の小さな一団と反対の右側、細長く、いびつな形の一団で、格子の網掛けがD氏、図のほぼ中央にある斜線の網掛けがE氏の所有地です。登記地目は、田、畑が混在しております。番号3、4を合わせた14筆ともに、都市計画の区域外、農用地区域内農地で、多面的支払の農地には従前から該当しておりません。現地の状況ですが、水田はI氏が借りて耕作していましたが、平成16年にI氏が逝去したことに伴って合意解約された以降、少なくとも15年以上は耕作されておられません。また、水の便が極端に悪いため、今も借り手が見つからない状況です。田、畑ともにススキをはじめとした雑草が生い茂り、ところどころに樹木があり、原野化している状況でございます。本年7月9日の火曜日に、高野委員、澤田委員、川上委員の3名で、農地パトロールを実施しており、再生利用困難との判定によって、農地中間管理機構への情報提供をすることなく、非農地判断を行うものでございます。なお、所有者が亡くなり、未相続で相続人の共有状態となっている土地にあつては、

所有者の子まで所在を調査することが義務付けられております。議案に記載のとおり、すでに調査を実施し、所在を確知している状況でございます。最後に、総会において、非農地判断の決定をいただいた後の流れでございます。決定後すみやかに、対象地それぞれの相続人に対して、非農地通知書を送付することとしております。所有者の相続人は、この通知をもって法務局で地目変更登記の手続きが可能ですが、強制はできないため、要請する形となります。また、関係機関である、法務局、後志総合振興局の農務課、役場産業課および税務課に対して非農地通知一覧表を送付致します。その後、事務局で農地台帳を整理の上、今後は非農地として取り扱うため、農地法の規制の対象外となります。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

再生利用が困難と判定された農地について、非農地として判断することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、非農地として判断することに決定致します。

◎日程第9 議案第6号 令和元年産水稻作況調査の結果について

○議長

次に、日程第9 議案第6号 令和元年産水稻作況調査の結果についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○農地係長

(議案第6号、議案書を朗読)

本年産の水稻作況について、7月30日付で町長から農業委員会会長に対して、調査実施の要請があり、これを受けて9月6日の金曜日に検見による現地調査を町内19カ所の圃場で行い、調査終了後に取りまとめた結果、速報値では9.0俵となっております。その後、関係機関による水稻作況に関する調査資料がおおむね揃ったことから、先週の20日、水曜日に会長、代理、農政農地正副部会長会議を開催し、これらの調査結果を基に本総会で提案する反収の数値について協議致しました。関係機関の調査資料の内容を総合しますと、本年の水稻は移植期間の5月に異例の高温となり、6月下旬には育苗中期の高温遭遇による早期異常出穂、止葉が散見されたものの、初期生育が良好だったことに伴って、茎数が多く、止葉の揃いに時間を要したものの、止葉期は平年より早く推移しており、登熟期間は出穂以降も高温傾向が続いたことにより順調でした。収量構成要素は、穂数が平年より多く、一穂粒数はやや少ないものの、不稔歩合が平年より低いいため、平米当たりの稔実粒数は平年を上回り、品質は平年並とのことでございます。また、後志の作況指数は10月15日現在、前回の公表値である102の平年並みから、1ポイント減の101の平年並みと見込まれてございます。今年の検見による調査結果について、小数点第2位までの数値では、表の中央付近

の下段に記載のとおり、9.04俵でありました。協議の中で五役からは、実際に刈り取った実感と10月の総会後に委員の皆さんから伺った各地区の状況を勘案した結果、圃場や個人によって差はあるものの、総体的に現地調査の結果を若干下回るとの見解で一致しました。そのため、検見調査の数値を調整するにあたり、後志の作況指数が9月15日現在の102から、10月15日現在の101に1ポイント減少したことを考慮して、作況指数の減少率101分の102を小数点第2位までの調査結果の9.04俵に掛けて算出した数値、8.95俵、重量換算で537.0kgを令和元年産の決定反収としてお諮りを致します。また、特記事項として、本年の気象はほぼ年間を通して気温が高く、雨量も干ばつとまではいかないまでも、かなり少なかったため、添付資料の年産別農業委員会決定反収、作況指数調書の下段に記載のとおり、全期間、高温、少雨、地域、個人差ありの文言を付記することについても、併せてお諮りを致します。なお、関係機関からの提供資料として、議案とは別に資料一式を添付してございます。個々の資料説明は省略しますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。反収の数値は、本総会で決定をいただき次第、農業委員会から町へ報告したいと考えてございます。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

町平均反収を8.95俵とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、農業委員会の決定反収を8.95俵とすることに決定致します。

◎閉会宣言

○議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了致しました。

これにて、令和元年第12回共和町農業委員会総会を閉会します。

(午後 2 時 1 4 分 閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、
会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

令和元年11月27日

議長(農業委員会会長) 今村俊一 印

議事録署名委員10番 熊原正雄 印

議事録署名委員18番 川上芳浩 印